

当薬局の施設基準について

1. 当薬局は、厚生労働大臣が定める以下の施設基準の届出を行っています。

☐	調剤基本料1
☐	連携強化加算
☐	調剤管理加算
☐	後発医薬品調剤体制加算1
☐	医療 DX 推進体制整備加算1
☐	医療情報取得加算
☐	特定薬剤管理指導加算2
☐	かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料
☐	在宅患者訪問薬剤管理指導料

2. ご自宅や施設等への訪問も行います。

3. 健康相談または健康教室を行っています。薬剤師にお気軽にお尋ねください。

4. 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の積極的な使用を積極的にお勧めしています。

5. 当薬局は、以下の取組みを実施し、医療 DX を推進しています。

①オンライン資格確認システムから診療・薬剤情報等を取得し、調剤や服薬指導時に活用

②マイナンバーカードを健康保険証として利用可能

③電子処方箋の受付・調剤が可能

7. 災害や新興感染症の発生時等において対応可能な体制を確保しています。

8. オンライン服薬指導に対応しています。

9. 当薬局は 24 時間電話連絡や調剤に対応しています。

薬局名	西長岡調剤薬局	電話番号	0258-25-8680
所在地	長岡市千秋 2 丁目297番地12		
開局時間	月～金 9:00-17:30	休業日	土・日・祝日・年末年始 5月1日
緊急時連絡先	090-5448-3894		

令和7年6月1日